

附則第六項の次に次の二項を加える。

7 総合開発事業のうち前項各号に掲げる事業に係る別表の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、これらの規定中「四分の三」とあるのは「国が行う保安施設事業にあつては三分の二（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に對処するため緊急治山事業として実施されるものにあつては、四分の三）以内、府県が行う保安施設事業にあつては十分の六（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に對処するため緊急治山事業として実施されるものにあつては、四分の三）」と、「十分の五・五」とあるのは「二分の一」とする。

（水源地域対策特別措置法の一部改正）

第七条 水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の前の見出し中「昭和六十年度」の下に「から昭和六十三年度まで」を加え、同項中「同年度」の下に「から昭和六十三年度までの各年度」を加える。

附則第五項中「前二項」を「附則第三項から前項まで」に、「附則第三項」を「附則第四項」に改め、「昭和六十年度」の下に「から昭和六十三年度までの各年度」を加え、同項を附則第八項とする。

附則第四項中「前項」を「附則第三項及び第四項」に、「第一号及び第四号に掲げるものについて、昭和六十年度」を「第一号に掲げるものについては、昭和六十年度及び昭和六十一年度」に改め、同項第二号及び第三号中「附則第八項」の下に「及び第九項」を加え、同項第五号中「附則第三項」の下に「及び第四項」を加え、同項第六号中「第四十九条」の下に「及び第五十条」を加え、同項第十四号中「附則第

六条」の下に「及び第七条」を加え、同号を同項第十五号とし、同項第十三号中「附則第二項」の下に「及び第三項」を加え、同号を同項第十四号とし、同項第十二号中「附則第二項」の下に「及び第三項」を加え、同号を同項第十一号中「附則第二項」の下に「及び第三項」を加え、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「附則第三項」の下に「及び第四項」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「附則第四項」の下に「及び第五項」を加え、同号を同項第十号とし、同項第八号中「附則第五項」の下に「及び第六条」を加え、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第二項
附則第四項を附則第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 整備事業（附則第三項の指定ダム等に係るものであつて、都道府県知事又は地方公共団体が実施するものに限る。）についての次に掲げる法律の規定の適用については、第一号から第三号まで、第五号、第六号、第八号、第九号、第十号、第十一号、第十三号及び第十四号に掲げる規定中「十分の五・五」とあるのは「十分の六」と、第四号に掲げる規定中「昭和六十一年度にあつては、十分の六」とし、当該市町村の設置するものを含め、昭和六十一年度及び昭和六十二年度にあつては、「十分の五・五」とあるのは「昭和六十一年度から昭和六十二年度までの各年度にあつては、十分の六」

と、第七号、第九号、第十号及び第十二号に掲げる規定中「十分の六」とあるのは「三分の二」とする。

一 豪雪地帯対策特別措置法第十五条第一項
二 過疎地域振興特別措置法附則第九項
三 公立養護学校整備特別措置法附則第九項
四 義務教育諸学校施設費国庫負担法附則第

三項
五 森林法附則第四項
六 砂防法第五十条

七 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第二項
八 地すべり等防止法附則第六条
九 道路整備緊急措置法附則第五項
十 奧地等産業開発道路整備臨時措置法附則第四項
十一 河川法附則第三項
十二 河川法施行法附則第三項
十三 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法附則第三項
十四 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律附則第七条
附則第三項の次に次の二項を加える。
4 整備事業で昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度において第二条第二項又は第三項の規定により指定される指定ダム等に係るもの（森林法第四十一条第二項に規定する保安施設事業のうち災害による土砂の崩壊等の危険な状況に對処するために緊急治山事業として実施されるもの、砂防法第一条に規定する砂防工事のうち災害による土砂の崩壊等の危険な状況に對処するために実施する緊急砂防事業に係るもの及び積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第六条に規定する防雪又は凍雪害の防止に係る事業として実施されるものを除く。）についての別表第一及び別表第二の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、これらの規定中「十分の七」とあるのは「十分の六」と、「四分の三」とあるのは「十分の六」と、「三分の二」とあるのは「十分の五・五」と、「十分の五・五」とあるのは「二分の一」とする。

5 整備事業のうち、前項の指定ダム等に係るものであつて、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第六条に規定する防雪又は凍雪害の防止に係る事業として実施されるものを除く。）、に「から昭和六十一年度まで」を加え、同条第一項中「負担割合」を「負担又は補助の割合」に改め、同項第一号中「附則第四項」の下に「及び第五項」を加え、同項第二号中「附則第二項」の下に「及び第三項」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「昭和六十一年度」の下に「から昭和六十三年度までの間」

定する防雪又は凍雪害の防止に係る事業として実施されるものについての別表第一の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同表道路法第三条第三号の都道府県道及び同条第四号の市町村道の新設又は改築（政令で定めるものを除く。）の項中「四分の三」とあるのは、「三分の二」とする。

第六条（過疎地域振興特別措置法の一部改正）
第八条（過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）の一部を次のように改正する。）
附則第十九項を附則第二十項とし、附則第九項から十八項までを一項ずつ繰り下げ、附則第八項の次に次の二項を加える。
（昭和六十一年度から昭和六十三年度までの特例）
9 第十一条第一項及び別表の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同項並びに同表教育施設の項及び消防施設の項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」と、同表児童福祉施設の項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五（国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所に係るものにあつては、三分の二）」とする。
（明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部改正）
第九条（明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）の一部を次のように改正する。）
附則第七条の見出し中「昭和六十一年度」の下に「から昭和六十一年度まで」を加え、同条第一項中「負担割合」を「負担又は補助の割合」に改め、同項第一号中「附則第四項」の下に「及び第五項」を加え、同項第二号中「附則第二項」の下に「及び第三項」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「昭和六十一年度」の下に「から昭和六十三年度までの間」

昭和六十一年四月二十四日印刷

昭和六十一年四月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F